

## 消費者トラブル対策コンテンツ制作等委託 仕様書（提案時）

本仕様書は「消費者トラブル対策コンテンツ制作等委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、必要な仕様を定めるものである。なお、委託契約の締結にあたっては、評価委員会によって決定した最優秀提案者を契約相手方候補とし、発注者である福岡市市民局生活安全消費生活センター（以下「発注者」という。）と協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

### 1 事業名

消費者トラブル対策コンテンツ制作等委託

### 2 履行場所

福岡市市民局生活安全消費生活センター  
福岡市中央区舞鶴二丁目 5 番 1 号

### 3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 事業目的

近年の消費者トラブルは、SNS 広告、偽・悪質な通販サイト、定期購入、点検商法等、手口の巧妙化及びデジタル化が進展しており、特定の年代に限らず、あらゆる世代が被害に遭う可能性が高まっている。

消費生活センターに寄せられる相談においても、若年層のみならず、高齢層においても、SNS 等を入力とした消費者トラブルが確認されており、デジタル媒体を活用した啓発の重要性が一層高まっている。

本事業は、消費者トラブルに関する最新の相談実態を踏まえ、市民にとって身近で理解しやすい啓発コンテンツを制作し、消費者トラブルへの「気づき」や「判断の材料」を提供することを目的とする。

### 5 事業の基本方針

本事業は、以下の基本方針に基づき実施するものとする。

- ① 消費者トラブルに関する実態を的確に反映した内容とすること。
- ② 再生回数等の数値的成果を目的とせず、理解促進及び行動判断に資する構成とすること。
- ③ コンテンツは、発注者が継続的に活用・展開できるものとして制作・納品すること。

### 6 業務内容

#### (1) 全体設計及び構成整理

受注者は、本事業の目的及び基本方針を踏まえ、制作するコンテンツ全体について、以下の観点から整理・設計を行うものとする。

- ・各コンテンツの役割（注意喚起、理解促進等）の整理

- ・想定する視聴者層（世代別）の整理
  - ・想定される活用場面（SNS 掲載、講座資料、相談対応補助等）の整理
- ※SNS 運用業務は本委託には含まれないが、完成後の活用を想定した構成・表現とすること。

## (2) コンテンツ制作

本事業において制作する動画コンテンツの本数は、以下を基本とする。

- ・短尺動画（注意喚起・関心喚起用）：**15 本**
- ・長尺動画（理解促進用）：**3 本**
- ・若年者向け軽量表現動画：**3 本**

合計 **21 本程度** の動画コンテンツを制作し、納品するものとする。

※各動画のテーマ及び具体的な内容については、消費者トラブルの相談実態等を踏まえ、発注者と協議のうえ決定する。

### ① 短尺動画（注意喚起・関心喚起用）

- ・尺：最大 20 秒程度
- ・内容：消費者トラブルに関する注意喚起、気づきを促す内容
- ・構成：
  - ・ 1 動画につき 1 テーマとする。
  - ・ 視聴開始直後に要点が伝わる構成とすること。

### ② 長尺動画（理解促進用）

- ・尺：最大 1 分 30 秒程度
- ・内容：
  - ・被害の流れ
  - ・気づくための判断ポイント
  - ・被害に遭った場合の対処方法
  - ・消費生活相談窓口（188）の案内
  - ・留意事項：解説に過度に偏らず、視覚的に理解しやすい構成とすること。

### ③ 若年者向け軽量表現動画

- ・尺：10～12 秒程度
- ・形式：2 人組によるダンス等、若年層に親和性の高い軽量な表現とする。
- ・目的：消費者トラブルの詳細な理解を目的とするものではなく、若年層との接触機会を確保し、注意喚起や違和感を喚起することを目的とすること。
- ・表現においては、歌詞、テロップ等により、消費者トラブルに対する注意喚起が視聴者に直感的に伝わる工夫を行うことが望ましい。

## (3) 表現及び制作上の留意事項

- ・出演者の年齢層は固定しないこと。
- ・表現物や出演者自体を主目的とせず、判断ポイント及び注意喚起を重視すること。
- ・ナレーション及び字幕を活用し、音声なしでの視聴にも配慮すること。
- ・特定の SNS プラットフォーム専用の表現に過度に依存しないこと。

#### (4) センターオリジナルキャラクター素材の作成及び提供

発注者が保有するセンターオリジナルキャラクターについて、啓発コンテンツ等において柔軟に活用できるよう、以下のキャラクター素材の作成及び提供を行うものとする。

- ・キャラクターのポージング及び表情のバリエーションを作成すること。
- ・静止画及び簡易的な動きの表現に対応可能な素材構成とすること。
- ・特定の用途や媒体に限定されない汎用的な素材とすること。

キャラクターのポージング及び表情のバリエーションについては、受注者において生成 AI を活用して作成することとし、作成した素材データに加え、同様の素材を継続的に生成できる環境一式を併せて納品するものとする。納品対象には、以下を含めること。

- ・生成 AI において使用したプロンプト（指示文）
- ・スタイル指定や制約条件等の設定情報
- ・キャラクター表現を再現するための注意点を整理した簡易説明資料

また、キャラクター素材については、将来的に Live2D 等の表現手法による展開を想定し、表情差分及びポーズ差分が整理されたデータ構成とするとともに、外部ツール等による拡張や加工が可能な形式で納品すること。

なお、本業務において、Live2D モデルの制作や実装作業は求めない。

#### (5) 生成 AI (Google が提供する動画生成機能を含むものを想定) の利用環境提供

受注者は、本業務に関連して使用する生成 AI として、Google が提供する動画生成機能を含む生成 AI (Gemini/Veo2 相当の機能を有するもの) の Pro 利用権を提供するものとする。

- ・利用権は 1 年間有効な Pro 相当の利用権とすること。
  - ・利用権の提供には、アカウント付与及び利用開始に必要な初期設定を含む。
  - ・利用期間中の運用代行、生成作業代行及びサポート業務は本委託には含まれない。
- 当該利用権は、成果物を構成する役務の一部として提供するものとする。

#### (6) 動画編集ソフト (CapCut) の利用環境提供

受注者は、本業務において制作した動画コンテンツについて、発注者が将来的に編集・改変・二次利用等を行うことを想定し、動画編集ソフト「CapCut」の有償ライセンスを提供するものとする。

- ・提供するライセンスは、CapCut の有償プラン（商用利用が可能なもの）とし、1 年間有効な利用権とすること。
  - ・利用権の提供には、アカウント付与及び利用開始に必要な初期設定を含む。
  - ・利用期間中の編集代行、操作支援、運用サポート等は本委託には含まれない。
- 当該利用権は、成果物を構成する役務の一部として提供するものとする。

### 7 成果物（納品物）

受注者は、以下の成果物を納品するものとする。

- ・動画データ一式

- ・ファイル形式：MP4
- ・解像度：FHD（1,080×1,920px）
- ・アスペクト比：9：16
- ・サムネイル用静止画データ（必要に応じて）
- ・各動画の簡易説明資料（テーマ・想定対象・想定活用場面）
- ・センターオリジナルキャラクター素材一式
- ・ポージング・表情バリエーションデータ
- ・生成 AI 用プロンプト・設定資料
- ・生成 AI（Veo2 を想定）Pro 利用権（1 年間）

## 8 実施体制及び留意事項

- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- ・本業務は、コンテンツ制作及び成果物の納品をもって完了とし、運用業務は含まない。
- ・業務に要する一切の経費は、すべて委託料に含むものとする。
- ・受注者は、本業務の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は受注者が負うものとする。

## 9 著作権等の取扱い

本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む）は、すべて福岡市に帰属するものとする。

福岡市は、成果物を消費者教育・啓発を目的とした各種広報、講座、資料等において自由に利用できるものとする。

成果物の利用にあたり、受注者の承諾及び著作者名の表示を要しないものとする。